

国土調査のあり方に関する検討小委員会設置要綱

平成21年1月23日

国土審議会土地政策分科会

企画部会決定

(設置)

1. 国土審議会土地政策分科会企画部会に国土調査のあり方に関する検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

(任務)

2. 小委員会は、土地政策における国土調査の現状を検証するとともに、今後の施策の方向について調査する。

(委員長)

3. 小委員会に、委員長を置く。委員長は、当該小委員会に属する委員の互選により選任する。

(庶務)

4. 小委員会の庶務は、国土交通省土地・水資源局国土調査課において処理する。

(雑則)

5. この要綱に定めるもののほか、小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は平成21年1月23日から施行する。